

## 特別養護老人ホーム西陣憩いの郷 身体的拘束適正化に関する指針

### 第1 身体的拘束適正化に関する基本的考え方

- ・ 身体的拘束は、入居者の行動の自由を制限し、人としての尊厳ある生活を阻む行為であり、仮にやむを得ない事情があったとしても、正しい理解・認識の下で適切な手続きと十分な検討がなされていない以上、身体的拘束は高齢者に対する虐待行為にほかならない。
- ・ 本施設においては、介護サービスの提供に際し、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する一切の行為を禁ずることとする。
- ・ その上で、万が一、身体的拘束の措置を講ずべき緊急の事態が生じた際には本指針並びに別に定める「特別養護老人ホーム西陣憩いの郷 身体的拘束適正化委員会の設置及び運営に関する規則」（以下、「委員会規則」という。）に従い、迅速かつ適切に対処する。

### 第2 身体的拘束適正化に向けた取組方針

#### 1 身体的拘束適正化の基本的運用

日々のケアにおいて、拘束を誘発する原因を分析・究明の上、代替策の実施及び応援体制の確保等、その解消に取り組み、本施設における身体的拘束の廃止を目指すものとする。

#### 2 「身体的拘束適正化委員会」の設置

- (1) 身体的拘束の適正化に向け、施設内に「身体的拘束適正化委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、本施設における身体的拘束の状況把握、改善に向けた取組方策及び職員に対する教育・研修等の企画実施のほか、やむを得ず身体的拘束を実施し、又は解除する際の適否等を審議する。
- (2) 同委員会の設置及び運営に関しては、別に定める「委員会規則」によるものとする。

#### 3 緊急やむを得ない場合の措置

本施設においては、入居者本人又は他の入居者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合であって、「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」の3要件が全て満たされる場合には、委員会の承認を得た上で身体的拘束の措置を取ることがある。

なお、身体的拘束の措置に際しては、次の手続を必ず実施するものとする。

##### (1) 入居者本人及び家族に対する説明及び同意

入居者本人及び家族に対しては、委員会の決定内容に基づき、身体的拘束を実施する理由、期間及び時間帯等のほか、拘束解消に向けた取組内容について、詳細かつ丁寧に説明したうえで、書面による同意を得る。

なお、同意の期間を超えて、引き続き拘束する必要がある場合は、拘束措置の延長について、委員会の承認を得た上で、家族に対し、詳細を説明し改めて、書面による再同意を得るものとする。

(2) 身体的拘束措置の解除

身体的拘束の措置を継続する必要がなくなったときは、速やかに拘束を解除するとともに、家族に対し、措置解除の理由、時期等のほか、措置解除後のケア等について、丁寧に報告する。

(3) 措置記録

身体的拘束の開始、継続及び解除等の措置に関しては、その審議の経過及び結果、並びに入居者や家族に対する説明及び同意の状況について、記録を作成し、介護サービスの利用契約終了後2年間保管する。

**4 教育・研修**

本施設において、介護に携わる全ての職員が本指針を熟知し、入居者の人権を尊重したケアを確保・提供できるよう、身体的拘束の適正化に向けた教育・研修を計画的に実施する。

(1) 新規入職者に対する新人研修

(2) 全職員を対象とした定期的な教育・研修（年2回）

**第3 閲覧**

本指針は、施設内に掲示するとともに施設ホームページにも掲載し、広く施設内外の閲覧に供するものとする。

**附 則**

この指針は、平成30年4月1日から施行する。